

- 1 地方公共団体が、法律の範囲内で独自のルールとして制定する法を何という？
① 規則 ② 政令 ③ 条例 ④ 法律 ☐ ☐
- 2 地方議会によって制定される、その地方独自のルールのことを何という？
① 条例 ② 決算 ③ 予算 ④ 法律 ☐ ☐
- 3 地方公共団体において、都道府県と市町村という2つの階層に分けて行政を行う仕組みを何という？
① 住民自治 ② 地方分権 ③ 二層制 ④ 団体自治 ☐ ☐
- 4 地方自治体が、行政サービスを行うための費用を自分で調達する財源を何という？
① 国庫支出金 ② 地方交付税 ③ 自主財源 ④ 依存財源 ☐ ☐
- 5 地方公共団体が定めた条例が国の法律と矛盾・対立している場合、その規定はどうなる？
① 無効 ② 違憲 ③ 取消 ④ 有効 ☐ ☐
- 6 地方公共団体の議会を構成し、条例の制定や予算の決定を行うために住民から選ばれた代表を何という？
① 市町村長 ② 選挙管理委員 ③ 議員 ④ 知事 ☐ ☐
- 7 地方議会と対等の立場で、行政の運営を監視しチェックし合うために住民から直接選ばれる地方自治体の責任者を何という？
① 首長 ② 教育委員 ③ 議長 ④ 副議長 ☐ ☐
- 8 首長と議会が対等な関係を維持する中で、議会が首長に対して不信任を突きつける仕組みを何という？
① 予算案の議決 ② 解職請求 ③ 不信任決議 ④ 事務監査請求 ☐ ☐
- 9 議会が否決した予算案や条例案に対し、首長が議会に対して再度の審議を求める権限を何という？
① 再議 ② 不信任決議 ③ 辞職 ④ 解散 ☐ ☐
- 10 都道府県知事や市町村長の任期は、何年と定められている？
① 3年 ② 5年 ③ 4年 ④ 6年 ☐ ☐
- 11 住民が投票によって、地方公共団体の長を自ら選ぶ仕組みを何という？
① 直接選挙 ② 推薦制 ③ 間接選挙 ④ 任命制 ☐ ☐
- 12 自治体が住民から自ら徴収する税金と対比される、所得税や酒税のように国が徴収する税金を何という？
① 地方債 ② 地方交付税 ③ 国税 ④ 地方税 ☐ ☐
- 13 特定の自治体における重要な政策課題について、住民が直接賛否を投じる仕組みを何という？
① 象徴天皇制 ② 住民投票 ③ 議会制民主主義 ④ 間接民主制 ☐ ☐
- 14 地方交付税のように、使い道が定められておらず、自治体がその地域の判断で自由に使うことができる財源を何という？
① 一般財源 ② 国庫支出金 ③ 地方債 ④ 特定財源 ☐ ☐
- 15 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？
① 監査請求 ② 解職請求 ③ 条例制定請求 ④ 事務監査請求 ☐ ☐



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	条例 とは、地方公共団体が国の法律や憲法の範囲内で独自に定める決まりです。		3 条例	☐
2	条例 は、地方公共団体が地方自治の目的のために制定するもので、地域の環境保全、公共施設の利用基準、教育方針など多岐にわたります。		1 条例	☐
3	この仕組みを 二層制 と呼びます。		3 二層制	☐
4	自主財源 の中心は地方税です。		3 自主財源	☐
5	もし条例の内容が国の法律と矛盾している場合、法律の優位性が認められ、その条例の規定は法的効力を持たない「 無効 」なものとして扱われます。		1 無効	☐
6	議員 は、地方議会の構成員として予算の承認や条例の制定、行政事務の監視などを行います。		3 議員	☐
7	都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の長を 首長 と呼びます。		1 首長	☐
8	不信任決議 が可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、失職するかを選択しなければなりません。		3 不信任決議	☐
9	首長が議会の決議に不服がある場合、あるいは執行できないと判断した場合に「 再議 」を要求できます。		1 再議	☐
10	地方自治法において、知事や市町村長の任期は 4年 と規定されています。		3 4年	☐
11	直接選挙 は、都道府県知事や市町村長、議会議員を住民が直接投票によって選出する仕組みです。		1 直接選挙	☐
12	国税 は、国が法律にもとづいて集め、国の予算として使う税金です。		3 国税	☐
13	住民投票 は、間接民主制を補完するものとして機能します。		2 住民投票	☐
14	地方交付税は、自治体が自由に使い道を定められる「 一般財源 」の一種です。		1 一般財源	☐
15	解職請求 （リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。		2 解職請求	☐

言えなかった用語ノート